

大和国司興福寺考²

——春日若宮おん祭の創始——

朝 倉 弘

はじめに

中世の春日若宮おん祭は、結論的にいえば、撰閥流（後述）から大和国司の吏務（支配）を付与されたとみなされる興福寺が主宰する、同国支配に関係する祭礼と考えられる。いわば、祭政一致の政治の形成とみなされる。大和国司の吏務の、興福寺への付与については、「大和国司興福寺考」（『奈良大学紀要』二十一号）で述べたところであるが要点的に記しておく。

禎子内親王（後三条天皇母）が、後一条天皇東宮の敦良親王（後の後朱雀天皇）妃となつて以来、同妃の後見役をめぐつて撰閥家は、関白頼通を中心とした撰閥流（道長正室源倫子の子）と権大納言能信を中心とした能信流（道長側室源明子の子）に分かれて対立した。こうしたなかで、

後三条天皇が即位すると、上流貴族撰閥流の全盛期は終わり、同流は、受領層を中心に中・下流貴族層を基盤とした能信流と結ぶ後三条・白河両政権の下に在ることを余儀なくされて承保期に至つた。

右記のような朝廷の動向のなかで、撰閥流が故国と考えていた大和国と同国内にある氏社の春日社と氏寺の興福寺を同流のもとに確保してゆく、と考えられる政策として、承保元年（一〇七四）前関白頼通が亡くなると、その子左大臣師実は一定の見通しのもとに十歳の子（貴種）を覚信と名づけて興福寺に入寺させた。ついで、翌年叔父の関白教通が死去すると関白・氏の長者となつた師実は、興福寺に大和国司の吏務を付与した、という（『大和国奈良原興福寺伽藍記』）。以来、興福寺は、この吏務の付与を伝承するなかで、大和国司としての支配体制を実現していったが、

保延二年（一一三六）九月十七日に行なわれた春日若宮おん祭の創始はその一環と考えられる。本稿は、興福寺が同祭を創めるに当たって、他の神社の祭礼の様式を参考として採り入れた筈であるが、基本的には、その祭礼はこの神社のそれであったものかについての考察である。

一 春日若宮祭記

一 神仏習合―興福寺主宰のおん祭

『春日社記』には、若宮神の出生に関して、

若宮殿御出生 朱雀院御宇承平三年也、其後六十六

代一条院之長保五年三月三日巳刻、時風五代孫中臣

是忠拜_レ見之、（見記）

とある。これによると、若宮神の誕生は承平三年（九三三）で、若宮神主中臣是忠が同神を確認したのが長保五年（一〇〇三）というが、この点に関して「若宮御根本縁」（『小神注進状案』の「追記」）には、「長保五年三月三日、從_二四殿板敷_一、心太様物三升許落、暫程_レ在、從_二一件物中_一、五寸許_レ地出_{（見記）}と見えるが、この四殿（比売神）からの「心太様物」より誕生したとみなされる地が、御子神の若

宮神であろう。前掲史料には巳（蛇）の刻に若宮神主が確認した、という。したがって同若宮神は、まず、水神として創り出されていることがうかがえる。水神は具象性をもつて語られるが、それは蛇である例が多いようである。また、若宮神（御子神）の垂迹として「赤童子」（雷神）が考えられる、という。水神・雷神については、なお後述したい。

一方、『春日社記』天曆元年（九四七）条に、

二季御八講 村上天皇御宇、天曆元年始而被_レ修_レ之、長者貞信公忠平、別当平源大僧都、

とあることから、平安時代に入ると神仏習合が進み、興福寺が春日社と関係する余地の形成されてきたことが知られる。それは春日社頭で行なわれる法花八講会_{（見記）}であったが、同法会は、撰関流・氏の長者の子である貴種の存在を背景に、いずれ興福寺の、春日社支配への途になったと考えられる。その後、永久四年（一一一六）二月には、時の関白・氏の長者忠実が春日社に西塔を建立している（『殿曆』）。これは神仏習合が本格化してくるなかでのことであったが、彼は興福寺主宰による若宮祭の実現を考えていたわけではなかったろう。

一般に、若宮神祭祀の動きは、九世紀以来みられるが(初見、飛騨国、気多若宮神社)、八幡若宮信仰の発展が著しかった。ついで、春日若宮信仰があげられよう。ところで『春日社記』には、若宮遷宮と同祭祀に関して、

御別殿遷宮 崇徳院長承四年(保延元) 二月廿七日、

寅一点、神主祐房奉_レ移_レ之、(中)祭祀七十五代崇徳

院保延二年九月十七日始被_レ行_レ之、

とある。これによると、保延元年(一一三五)に春日若宮神は若宮社殿に遷されたことがうかがえる。なお、その遷宮式には鳥羽上皇の臨幸があつた、という(『中右記』等)。関白忠通、右大将頼長兄弟も臨席し、おそらく盛大におこなわれたものであろう。尤も、『中右記』『長秋記』には、上皇の「春日御幸」、「春日社御幸」とあつて、若宮のことは見られない。反面、『興福寺略年代記』等興福寺関係記録には上皇の春日御幸の記録は見られない。年月日は同じとなっている。何とも不可解であるが、この点後術したい。

ついで、翌同二年九月十七日に始めて若宮祭祀(おん祭)が行なわれたものと考えられる。同祭祀については、大乗院門跡尋尊(一条兼良の子)が古記録にもとづいて作成したと考えられる。『大乗院日記目録』保延三年条には、

正月十四日、醍醐座主権僧正定海転_レ正六十四歳、興福寺大衆京上訴申、仍二月十一日停_コ廢定海僧正兼法務一也、十日春日神木入落、十三日婦_コ座于本社一、昨年九月十七日若宮祭祀始_コ行_レ之、寺務并大衆儀定、今度大訴立願也、「今年之」祭祀如_レ例、

とある。右記録の若宮祭祀については、右記のとおり「昨年」「今年之」という文言を補足すると理解しやすいようである。すなわち、昨年の九月十七日の若宮祭祀の始行は、興福寺大衆として、その様式を定めて(儀定シテ)行つたお陰で、この度の大訴が成功した。つまり、十日の神木入洛により、十一日に醍醐寺座主定海の僧正への昇進が停止となり、興福寺別当玄覚が僧正に任命され、十三日神木は帰座できた。今年の祭祀は前例による、という。

これによると、後述の、御供・御幣・おん祭流鏑馬の埒明けが「大衆詮議」によること、祭祀が「大衆沙汰」であつたことをも考慮すると、保延二年のおん祭の始行の主宰者は貴種の別当玄覚を頂点とした興福寺大衆であつたものとみなされる。

以上の経緯によると、若宮信仰の発展に添って、春日社内においても若宮神が創造され、祭祀・遷宮が終つた段階

で、その翌年、神仏習合の波に乗って、前記のとおり、春日社を支配下に収めていた興福寺大衆が同神の祭礼の様式を定め、同祭を主宰する形で、同寺内にお旅所を設置し、お旅所祭としておん祭を始めたものと考えられる。つぎに、保延二年九月十七日に始行された若宮おん祭を、「若宮祭礼記（保延年中加）」（「神道大系」神社編十三 春日）によって、そのあらましを紹介するとつぎのとおりとなろう。

二 保延二年の若宮御祭

「若宮祭礼記」によると、保延二年（一一三六）九月十七日の若宮おん祭は、まず、氏の長者藤原忠通による、若宮おん祭を行なう旨の宣言があり、御供・御幣・おん祭流鏝馬の埒明けは「大衆僉議」によって決められ、祭礼は、「大衆沙汰」として進められた、という。なお、祭礼の前提としての祭祀圏の清浄化は大和国の四方の境に神人が派遣されて、致齋（三日間の物忌みか）が行なわれるかたちで済まされた、と。この祭祀圏からみると、若宮祭礼の、いわゆる氏子は大和一国内の住民ということになる。この点は、大和国司の支配圏に等しいわけで、興福寺による春

日若宮祭礼の主宰は、同祭を大和国司興福寺の支配の支え（イデオロギー）にしたものと考えられる。つぎに、祭礼当日については、同祭礼記には、

抑、（九月）十六日正躰御櫛一本、また卅本許御前左右切立、同十七日寅時、令二社司等皆一冠、参詣御宝前一祝申、祐房於二正躰御櫛一御鏡一面付進、奉レ下時乱声、社司・神人左右立並於二步行一至二于旅所一、
（中）一物・村二（細男か）・田楽二（二村）競馬・射流鏝馬・相撲・勝負舞、

とある。これは、若宮おん祭のあらましであるが、神木が、三十本ばかりの櫛に護持されて、笛・鼓による乱声のもとに、服装を整え威儀を正した社司・神人に護られて、お「旅所」へ進幸する。お旅所で祭礼がおこなわれるが、そこでは、村二（細男）・田楽二（二村）三・競馬・流鏝馬・相撲・勝負舞が、神供として興業されたことがうかがえる。一物も見える。祭礼の形式は、いわゆる、お旅所祭とみなされる。また、そこで行なわれる諸神事は、基本的には、現在の「おん祭」に同じとみなされよう。もつとも、後日の神事芸能は見られないが、保延六年に初見する。つぎのとおりである。

又日、以二 十八日¹¹、競馬・流鏑馬皆若宮見參、相撲十番・田楽勤^レ之、

これによると、後日の十八日に行なわれた神事芸能は、今日のように「奉納相撲・後宴能」が行なわれるのとは違いますが、これは時代の変遷によるものであろう。また、日使も見られない¹⁰。氏の長者忠通にとつて、興福寺主宰の若宮おん祭は、じつは、「はじめに」の項で述べたとおり、かつて、承保二年（一〇七五）氏の長者師実は興福寺に大和国司の吏務を付与したが、保延二年（一一三六）の時期には、もはや、その必要はなくなっていたものと考えられる¹¹。しかし一方、若宮おん祭始行の前年（保延元年）興福寺大衆は、朝廷任命の大和国司源重時の春日社参詣を「濫行」によつて妨げるといふ事件を起こしている¹²。この点からみると、当時の興福寺は、なお、自ら大和国司への意欲を持っていたものと考えられる。こうした状況のなかで、氏の長者忠通は、おそらく、興福寺に押されて、おん祭の宣言はしたものの、自らその祭礼に参加するまでの気持ちにはなかったものと推測される¹³。つまり、興福寺による若宮おん祭の主宰は、敢えて言えば、前記の師実以来の吏務付与の伝承を、なおも固守して、撰関流の権威を募つて、同寺が自ら大和

国司としての同国支配実現のために行つた布石と考えられる。なお、おん祭始行の時期、撰関流忠通と興福寺大衆の間にある程度の対立が存在していたものと考えられるが、前記の若宮殿遷宮式に際しての鳥羽上皇の御幸が興福寺関係の記録に見られないのは、この対立関係によつたものか。この点さておき、つぎに、春日若宮とはどのような性格の神社なのか、その性格との関係でどのような祭礼が行なわれる必要があつたのか、したがつて、他の神社の祭礼にならつた筈と考えられるが、若宮おん祭の原型は、どこの神社の祭礼であつたものか。以下、これらの点について考えてみたい。

三 若宮祭

『日本^{神代}の事典』（桜楓社発行）には、「若宮祭」について「春日若宮・八幡若宮¹⁴などその名は広く分布しており、はげしく崇る靈魂を神とてあがめ、それを大きな神格の眷属として祭つたものと思われる。一般に非業の死を遂げた者が崇りをなすのを怖れて、巫女や神職の勤めに従つて神として祀るに至つたという由来が多い。この神は春日若

宮御祭に見られるように、芸能と関係の深いことがうかがわれる」と見える。

また、『国史大辞典』（吉川弘文館発行）の「若宮信仰」の項には「（春日）若宮神主家に伝わる『秘記』によれば、保延二年九月十七日、洪水・飢饉・疫病などで世の中が荒れそれらを鎮めるために若宮の「おんまつり」が始められたとある。つまり、若宮信仰の多くは御霊信仰と関わりが深い」とある。

右掲の辞典類によると、春日若宮神は非業の死を遂げた者が神として祀られたわけではないのに、御霊信仰と関係が深い、とみなされている。この点に関して考えてみよう。

この点、前掲の「若宮御根本縁」に見られるとおり、若宮神は蛇であつて水神とみなされる（前記）。一般に、水神は、水田稲作に大切な水をつかさどる神、豊穰をもたらす神であつたが、そのほか、風水害・疫病をも静める神とも考えられている。とくに疫病は当時としては怨霊の為せる仕業と考えられ、これに対する手立てとしては祭祀・祭礼によつて怨霊を慰撫し、疫病を鎮めるよりほかないものともみなされていたようである。もつとも、同御根本縁は仁平三年（一一五三）の追加であることからみると、おん祭

始行の時点どうであつたか、という問題がのこるが、この点に関しては、①それまでの水神としての伝承が改めて記録されたものか、②興福寺により水神が創造され、後に記録されたものか、不明であるが、いずれにしても、おん祭始行の時点では、若宮神は水神の性格を持つとみなされていたものとみてよいであろう。

次に、若宮神は雷神でもあつたが（前記）、この雷神の記録は、引用史料の「春日祭使途中次第」（『江家次第』）からみると、十世紀後半の時期とみなされ、おん祭始行より時期的にさかのほる。しかし、同神は水神でもあつたことからみるとおん祭始行の時点では、水神として伝承されていたものではなかつたか。

一般に、水神と雷神は同一神とみなされている¹⁵。また、雷神信仰も農耕生活と深い関係を持つが、反面、荒ぶる神として人間に災をもたらすとみなされ、御霊信仰が起きるとそれと結合し、次第に御霊化し、天神信仰に統一されてゆく、という¹⁶。この雷神の立場からみても、春日若宮神は、前掲の辞典類にも見られるとおり、御霊信仰と関係が深い、とみなされよう。

さて、春日若宮神の性格のうち、とくに、若宮信仰の中

心的性格とみなされる御霊信仰から考えると、その祭礼である「おん祭」は、御霊信仰の対象となつている天満宮・祇園社・宇治鎮守離宮（宇治神社、若宮八幡）等の祭礼様式を採り入れるのが好ましいと、当時として考えられていたものと推測される。しかし、興福寺大衆（衆徒・神人、興福寺武士団）の参加という点で、同大衆は武芸流鏝馬を採り入れようと考へていたようである。事実、前掲保延二年の若宮おん祭には流鏝馬が行なわれている。この点を考慮すると、次項四の法貴寺鎮守としての天満宮祭礼の様式を採り入れるのが最も好ましいとみなして、同祭礼（後述）のそれを採り入れたものと考えられる。

一方、前掲「秘記」のとおり、とくに、長承・保延年間（一一三二～四〇）は、実際に、日本各地方の住民が洪水・飢饉・疫病に苦しんだ時期であつたものと考えられる。その住民が最も願つているもの、それは、まさに、五穀豊穡と悪疫退散であつたにちがいない。春日社内において、前記のとおり、若宮信仰の発展に添つて創りだされてきた春日若宮神は五穀豊穡・悪疫退散の神であつたとみなされる。そこで、大和国司として同国支配の実現を狙う興福寺は、その祭礼を主宰することで、支配の実を挙げようと考

えたものとみなされる。つぎに、春日若宮おん祭の原型とみなされる、前記した法貴寺鎮守天満宮（池座朝霧黄幡比売神社、池神社ともいう、の撰社か）の祭礼について考察してみる。

四 法貴寺鎮守天満宮の祭礼

— 春日若宮おん祭の原型 —

至徳元年（一一三八四）の「春日若宮祭礼之事」（天理図書館、保井文庫蔵）によると、春日若宮祭礼の流鏝馬願主人は、二月中に法貴寺鎮守天満宮氏人の長谷川党が集会をもつて差定することに始まる、という。また、その昔、長谷川党は春日若宮祭礼の始行に預かる以前に、氏寺法貴寺の鎮守天満宮と並べて春日若宮の分霊を祭祀した、¹⁹。その関係で、法貴寺鎮守天満宮の祭礼は、春日若宮分霊のそれともなり、いずれ、法貴寺鎮守天満宮の祭礼が、奈良の春日若宮の祭礼に採り入れられたものと考えられる。若宮祭礼の原型は以上のとおり法貴寺鎮守天満宮の祭礼と考えられるが、同祭礼については、寛文十二年（一六七二）の「法起寺旧例寺役之事」²⁰には、

◎九月十九日天満宮御祭礼、天慶九年丙午秋十九日鎮座
シ玉フ、御祭礼始、御旅所へ前日ウツシ奉也、十九日
流鑄馬アリ、願主人・年預造用賄レ之、西一之地蔵ヨ
リ東三ノ地蔵マテ渡レ之、中地蔵的場云也、願主人客
ヨリ小門通出仕有レ之、十九日神能有レ之、

◎霜月朔日願主人社參、十月廿八・九日願主人、衆中一
所大宿所会合、晦日立田垢離、朔日法貴寺へ社參、当
寺ヨリ春日社參始例、於二千今一有レ之、

とある。前の項の冒頭には天慶九年（九四六）に天満宮が
（勸請のうえ）鎮座したとあるが、このことについては後
述する（一五頁）。これ以下の、祭礼の始め、前日に御輿
をお旅所に移し、流鑄馬等が興行され、次いで神能が行な
われているが、この祭礼の形式は、いわば、お旅所祭であつ
て前掲保延二年の春日若宮の祭礼と基本的に同じとみなさ
れる。また、流鑄馬の記録も見える。西一之地蔵から東三
之地蔵まで駈けるなか、二之地蔵的を射ることが知られ
る。その記事に次いで、願主人が客間から小門を通つて出
て行なつたのは、右記の流鑄馬であろう。以上は法貴寺鎮
守天満宮の祭礼についての記録である。この際、注目する
必要のあることは、北野天満宮の祭礼には流鑄馬がないの

に、同宮を勸請したという法貴寺鎮守の天満宮祭礼では、
流鑄馬が行なわれていることであろう。流鑄馬とは、いわ
ば武芸であつて、それが天満宮の祭礼で行なわれるのはお
かしいかもしれない。逆に考えれば、武芸神事が加わると
いうことは、何らかの形で武士が祭礼に参加することが前
提として必須であつたろう。それとして、武士団長谷川党
の氏寺法貴寺の鎮守天満宮（氏社）の祭礼神事として武芸
流鑄馬が行なわれるようになっていたものと推測される。²³

また、同天満宮には、おそらく前記のとおり、保延二年（一
一三六）以前に若宮分霊も勸請されており、武士団長谷川
氏の氏社である法貴寺鎮守天満宮の祭礼では、流鑄馬も行
なわれており、京の都を始め各地で祭礼が盛行するなかで、
興福寺大衆（衆徒・神人、興福寺武士団）が主宰する形で
保延二年に若宮祭礼が、おん祭として始行されるに当たつ
て、法貴寺鎮守天満宮祭礼は、採り入れるに最も好ましい
祭礼であつたものと考えられる。

つぎに、後の事項は、春日若宮祭に願主人が参加する過
程を記した記録とみなされる。十月二十八・九両日、願主
人は、衆中（興福寺官符衆徒）と一緒に大宿所（奈良市餅
飯殿町）で会合を持って打ち合わせを行ない、晦日（十月

三十日)には竜田川(生駒郡斑鳩町)で沐浴して身を清め、霜月朔日(十一月一日)には、法貴寺鎮守天満宮に詣で、同宮から春日大宮に参詣して若宮の祭礼に参加する慣例は今にある、という。

この、後の事項と関係ある記録が、平成五年三月一日に、「春日若宮おん祭保存会」により発行された。それは「春日若宮おん祭史料叢書第一輯 春日若宮祭図解」の下巻の冒頭の記録「春日若宮祭式事件并図面概略」であるが、それには、つぎのとおり記されている。

一、六月朔日御祭礼始トシテ 同国式下郡法貴寺村池坐朝霧黄幡姫之神社^江大和士麻上下着用社参致シ、社人之宅^ニ於而一献致シ候事、

一、同月晦日大宿所ニ参勤之大和士、同国平群郡竜田川^江参り身ヲ清メ候式礼仕候事、

一、十一月朔日ヨリ大宿所ニ参勤之大和士御祭礼当日迄日々清浴シテ春日之御神ヲ祭り、神前ニ八足机八足卓香炉燈籠ヲ備^ユ神拝シテ諸事調進仕候事、

これらの記録によると、春日若宮おん祭が、法貴寺の池坐朝霧黄幡姫之神社(池神社)への大和士の社参に始まることとがうかがえるが、それは、既述のとおり、同祭礼が池神

社、つまり、同社の撰社とみなされる天満宮の祭礼を採り入れたことによる結果と考えられる。なお、同概略では、大和士とあるが、もと武士で、それも、法貴寺鎮守池神社(天満宮)を氏社とする長谷川党の同鎮守社参に始まるものであったこと前記のとおりである。長谷川党の党主長谷川氏は、平安時代後期、承安三年(一一七三)の、第3回目、大和国司興福寺による多武峯寺焼き討ちに際しての、興福寺配下武士のうちに見られること註23のとおりである。春日若宮の勧請(前記)からみると、すでに、春日社神人でもあったろう。また、おそらく、約四十年前の一一三六年(保延二)の時期にも存在していたとみてもよからう。なお、『多聞院日記』永正二年(二五〇五)九月十九日条には、

法貴寺神事為ニ見物一下向了、以レ次十市・箸尾礼ニ罷出了、

とある。これは、九月十九日の法貴寺神事ということから、多聞院英舜が法貴寺鎮守天満宮の祭礼を見物に出掛けたときの記録とみて違いなからう。十市氏と箸尾氏が相次いで挨拶に来たことも知られる。英舜は法貴寺神事と春日若宮祭礼の関係を知っていたものであろう。つぎに、池神社に、

天慶九年（九四六）に勸請されたという北野天満宮の祭祀についての考察をしてみよう。

五 北野天満宮祭祀——お旅所祭——

1 菅原道真の霊の祭祀

昌泰二年（八九九）二月十四日、この日、醍醐天皇のもとにあつて、大納言藤原時平は左大臣に、権大納言菅原道真は右大臣に任ぜられた。以後、朝廷において、それとなく、両者が競合するなかで、時平の讒言によつて、延喜元年（九〇一）正月道真は大宰権帥に左遷されたが、間もなく、同三年二月道真は配所の大宰府において没した。一方、時平は左大臣として、律令体制の挽回を計つたが、その功の成らないまま、同九年四月、三十九歳の若さでこの世を去つた。その後、醍醐天皇の皇子保明親王が、延長元年（九二二）三月二十一歳の若さで亡くなつたときの世相について『日本紀略』は同日条で「**挙**世云、菅帥靈魂宿忿所^レ為也」と記している。そこで、朝廷では道真の怨霊を鎮めんとして、早速翌四月二十日道真を右大臣に復し、正二位を追贈した（同紀略）。ついで、同年六月保明親王の子慶

頼王が五歳で死去した（同紀略）。その後、延長八年（九三〇）六月二十六日宮中清涼殿に落雷があり、そのために、醍醐天皇は病床に臥し、大納言藤原清貫・右中弁平希世等は震死した、という（同紀略）。その三か月後の九月醍醐上皇も薨去した、と見える（同紀略）。

以上の左大臣時平・醍醐天皇皇子等の早世、落雷による醍醐上皇等の死去などから、当時の怨霊信仰の影響もあつて、これは、道真の怨霊の祟りが、さらには落雷というかたちで襲つたのではないか、という風評が広まつたようである。また右記の風評の一環として、次項で述べる日藏の「冥途記」には、道真の霊が「太政威徳天」と化して、眷属十六万八千の悪神（毒竜・悪鬼・水火・雷電・風伯・雨師・毒害・邪神等）をして国土に遍満のうえ大災害を行なわしめる、とある。

2 日藏上人（もと道賢、八八五年生、九八五年没）の『冥途記』による主張

大和国吉野郡の金峯山寺僧日藏が、吉野の笹ノ岩屋²⁷において修業していたが、天慶四年（九四一）という時期に道真に対する世評の動きをよく知つていて、『冥途記』を書

いたのみならず、道真の怨霊を慰撫するための祭祀を訴えた、というが、『北野縁起』巻中に引用されている日藏の『冥途記』によると、同四年八月二日午の刻に、仮に頓死して同十三日に蘇ったとして、その間に見聞きしたという「一的地獄の中の鉄窟苦所」にはつぎのとおり記されている。

四人の罪人あり、その形黒き炭の如し、一人は肩に物をおほえり、三人ははだかにてあかき灰の上になうずくまりいて悲泣嗚咽せり、王(閻羅王)、使をしていわく、肩をかくせるは延喜の帝(醍醐天皇)、今三人は臣下也、君も臣もおなじ苦を請給う、日藏畏みて承りければ、冥途には罪なきを主とす、我をうやまう事なかれ、我は父法皇(宇多法皇)の御心をたがえ、無実によりて菅丞相(菅原道真)を流し侍りし、かの罪によりて此苦をうく、汝娑婆に帰りて我王子(寛明親王、朱雀天皇か)に此苦をたすけ給えと申すべしとぞ仰せられける、(略)

とある。これによると、醍醐天皇以下四人が、死去後、地獄に落ちて責め苦しんでいる情景がみられるほか、醍醐天皇が、我等が地獄に落ちたのは、無実なのに道真を流罪に処したためであるが、早く娑婆に帰って、わが皇子に話

して、この苦から救ってほしいと日藏に訴えていることもうかがえる。この醍醐天皇の救済は、逆に云えば道真の怨霊の祭祀を、朱雀天皇に訴えたこととみなされる。つまり、日藏の『冥途記』は御霊信仰の風靡しているなかで、それを一層激化する意味をもっていたものと考えられる。こうした気持ちは、日藏に限ったことではなく、大和を故国としていた道真⁽²⁰⁾に対する、大和の住民のそれでもあったものとみて差し支えないであろう。さらに云えば、日藏は、こうした住民の気持ちを代表する意味で『冥途記』を書いたのではないかということである。いわば、大和では、御霊信仰の波は高かったものとみなされる。この点、後掲4の項の摂津の自在天神の動きからもうかがえる。

3 多治比文字への託宣

以上1・2の項の御霊信仰の高まりのもとで、『北野縁起』等によると、翌天慶五年七月京都西京七条に住む「あや子」(巫女の多治比文字、一説に、菅原道真の乳母ともいう)⁽²⁰⁾に北野の右近の馬場に祀れという道真の霊の託宣があった、という。しかし、「賤女」の文字は思うに任せず、自宅に叢祠を作って祀ったようである。同縁起巻下には、

天慶五年七条に住せし賤女のあや子といひける者に託宣ましまして、我昔世に有りし時、右近の馬場に遊ぶ事多年なり、都のほとりの閑勝の地此の所にしくはなし、我非道の罪を蒙りて西海にせずむといえども、ひそかにかの所にゆきてあそぶ時ばかりこそすこし心もなぐさめ、ほこらをかまえて立ちよるたよりをえせしめよと託宣ありけれども、身のほどいやしさにはばかりて、社をもつくり奉らで、芝の廬にいがきをむすびて、五年の間あがめ奉りけるに、天慶九年六月九日にぞ北野にうつし奉りける、とある。

4 摂津国における「自在天神」の動き

その後、『本朝世紀』には、天慶八年（九四五）七月二十五日以後、「自在天神」³⁰（道真の霊）の信仰を高める動きが摂津国を中心にしたと記されている。それは同世紀七月二十八日条の摂津守藤原文範の報告であるが、その報告には、

以今月廿五日辰尅一、從二河辺郡方一、数百許人荷コ担三輿一、捧レ幣擊レ鼓、歌舞羅列、来着二当郡一、道

俗男女、貴賤老少、從二彼日朝一、至三明晚一、会集為レ市、歌舞動レ山、以二同廿六日辰尅一、荷レ輿捧レ幣、歌舞如レ此、其所レ捧物或菓及種々雜物、不レ可レ勝レ計、差二嶋下郡一進發、尋二其案内一、一輿者、以二檜皮一葺、造二鳥居一、文江自在天神、今二輿者³¹とある。これによると、菅原道真の霊を自在天神として祀った御輿以下三前が、数百人の群衆に担がれて河辺郡（摂津国、兵庫東部）の方から、当郡（大阪府豊島郡か）へ辰の刻（午前八時頃）押し寄せてくると、道俗男女・貴賤老若が集まって来て、次の二十六日の朝まで、一昼夜に及び、皆んなで歌いながら踊り狂い、その勢いは山をも動かす程で、また、自在天神へのご供物は数え尽くされない程であった、という。こうして三前の御輿は、つぎは嶋下郡（豊島郡の東）を指して移って行ったようである。この一回は大和か京都か、いずれを目指して行ったものか。

5 天神を右近の馬場に祭祀

『北野縁起』卷下には、前掲文に続いて、次のとおり記されている。

同（天慶）九年（九四六）近江国比良宮にして、禰宜

三和よしたね男子七なるに託宣ありき、(略) しても右近の馬場こそ興宴の地なれ、我がのほとりにうつるべし、そのほとりに松をうふべしとぞ仰られける、

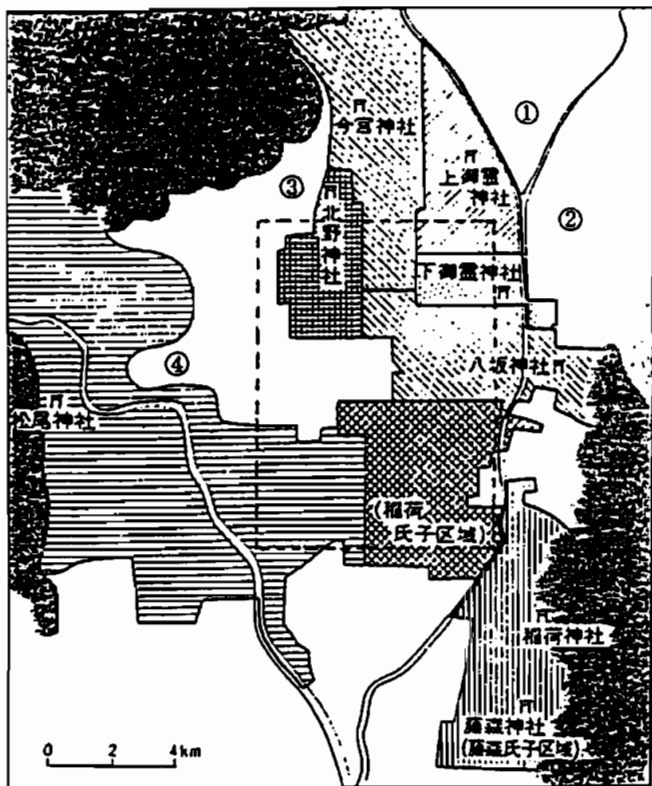
良種右近の馬場にゆきむかひて、朝日寺住僧最鎮等に此託宣の旨をかたり、子細を相議する程に、一夜のうちに松数千本生侍りき、忽に林をなす、神靈眼前にあらはれ、みる人涙ながす、(略)

これによると、天慶九年近江国比良宮(志賀町)の禰宜であった三和の良種男七歳に、道真の霊を右近の馬場に祀れという託宣があり、朝日寺の住僧最鎮等も力を合わせて、文子の住居内の叢祠から右近の馬場に移し祀った、という。なお、その後十三年を経た天徳三年(九五九)には、右大臣藤原師輔が新造の「房舎」を神殿として寄贈したので、立派な神社になったようである(五回目の造替)。師輔の父関白忠平は兄の時平と違って、道真に誼を持っていたので、時平流の没落を尻目に、摂関家として隆盛していったが、これは、道真の霊の加護による、という。以来、天満天神は摂関家の氏神(守護神)になった、と。

6 お旅所祭

前項で述べたとおり、右近の馬場には立派に神殿が建立されたが、この際注目する必要があるのは、西京の文子の宅地内の叢祠では、お旅所としての祭礼が、本社の御輿がお旅所に渡御のうえ、そこで、行なわれるようになったことであろう。西京のお旅所への御輿の渡御は、「天神記」(建久五年、一一九四)に「北野の御こしの西京のたひ所(略)におはしましける」とあるなかにかがえるが、時期的に遡れば、天仁二年(一一〇九)八月一日の「北野御輿迎」(「百練抄」とみなされる。明確にはなしがたいが、さらに遡ると「左経記」長元元年(一一二八)八月三日条に「明日北野宮御霊会也、(略)御会五日也、仍公家五日可レ被奉幣」とあるが、この場合、四日の御霊会がお旅所祭、五日の御会が公家の奉幣が行なわれたことを述べているものとみなされる。しかし、右近の馬場に神殿が建立される以前から、西京の住人に支えられて御霊会系統の祭祀・祭礼が、文子の叢祠の前で行なわれていたのではないか。それが、お旅所祭となつていったものと推測される。

一方、平安時代以来、本社が、当時としては京外にあり、氏子が京内にも所在する場合が割合多かつたようである。



京都の氏子区域

『京都の歴史』第2巻の図を使用。点線は平安京区域を示す。
 数字は、①下鴨神社②吉田神社③平野神社④梅宮神社



馬長

岡田壮司氏「平安京中の祭礼・御旅所祭祀」（『平安時代の国家と祭祀』）に所収。

このような場合は京内にお旅所が設けられ、本社からお旅所に御輿が渡御のうえ、一定期間駐輦するなかで祭礼が行なわれ、終わって還御したようである。北野天満宮は、たまたま、当時としては本社は京外、西京は京内にあったようであるが（図参看）、しかし、北野天満宮に関しては京の内外という関係があつたにしても、文字の叢祠と右近の馬場の本宮との関係が、文字の叢祠を旅所として、御輿が本社から渡御の上で、お旅所祭が行なわれるようになったものと考えられる。それぞれの神社のお旅所の設定には、それなりの事情があつて決められたものと考えられる。

七 北野天満宮の、池神社への勧請

四項で述べたとおり、田原本町法貴寺の、延喜式内社という池座朝霧黄幡比売神社（池神社）への北野天満宮の勧請が、天慶九年（九四六）であつたといえ、道真の霊が西京の文字の叢祠の地から右近の馬場に移される前年に当たる。この池神社への勧請を裏付ける記録は、当面、見当らない。現在のところ、大東急記念文庫蔵の「大般若経」巻四〇一、貞応二年（一二二三）書写の奥書に、「大和国長

谷川法貴寺天満天神」と見えるのが、時代的に最も古い記録と考えられ、当面、鎌倉時代前期までは遡りうるものといえよう。

一方、註23のとおり、長谷川氏は承安三年（一一七三）にはその存在を、記録として認め得るのみならず、同氏の在地名（大字八田小字長谷川）との関係からみると、天慶九年の時期存在していたであろうことも否定できないであろう。このかぎりは、長谷川氏による天慶九年の北野天満宮の池神社への勧請は、いちおう、考える余地がある。

また、『大和志料』下、一一二頁には、「(天神社ノ)城内二春日若宮ヲ祭レリ。今中氏（中氏）ノ説ニ、古へ長谷川党若宮会ニ預ルニ先立チ天神社ニ事アリ。故ニ若宮ノ分霊ヲココニ勧請セルモノナリト、其レ或ハ然ラン」と見える。

「天神社ニ事アリ」の意味は不明であるが、天神から若宮の分霊を勧請せよとのお告げがあつた意味であろうか。それはともあれ、天神社の勧請の方が若宮分霊の勧請より定期的に遡ることがうかがえる。また、若宮分霊の勧請のお告げは、長谷川党が若宮会（祭礼か）の始行に預かる以前とあることからみれば、保延二年以前とみなされよう。以上からみると、天神社の池神社への勧請は、若宮祭礼より

古いことが今中氏文書からうかがえよう。以上によると、長谷川氏による天慶九年の、北野天満宮の池神社への勧請は否定できないものと考えられる。

他方、この勧請の前年、天慶八年（九四五）は、五項⁴のとおり、「自在天神」（故右大臣菅公霊）の信仰が七月二十五日以後摂津国を中心に狂信的に盛り上がった年であったが、こうした心情は道真の故国大和にもあつたものと考えられること、天慶四年の日藏上人の『冥途記』³⁴からもうかがえよう（五項の2）。こうした社会状況からみても、天慶九年、北野天満宮の勧請が池神社に行なわれる余地はありえたものとみなされる。

なお、北野天満宮の祭礼で、「馬長」（一つ物）が登場するのは、『夕拝備急至要抄』に「馬長、自正応年中（一二八八―九二二）被二騎進」と見えることからすると、鎌倉時代末期からと考えられる。これによると、保延二年の若宮祭に「一物」という点で影響を及ぼしたのは、左記の離宮祭のそれと、いちおう考えられる。また、註9の白川田楽の参加からも考えられよう。因みに春日若宮おん祭は、宇治鎮守明神離宮（現宇治神社、祭神・菟道稚郎子命）祭の盛大さに刺激され、これをならつた、という説がある。³⁷

また東大寺鎮守八幡宮祭礼の転害会になつた、という説もある。³⁸寺院による祭礼、お旅所祭の様式からもっともと考えられ、若宮祭にヒントを与えたかも知れない。

おわりに

本稿が成立するかどうかは、保延二年に春日若宮おん祭が始行される以前に、法貴寺天満宮が存在していたかどうかにかかっている。この点の裏付けは、大東急記念文庫蔵の大般若経卷四〇一の奥書、今中文書、長谷川氏先祖等によつて行なつたが、今一件追加しておく。それは、新しい一件ではない。前掲天理図書館保井文庫蔵、至徳元年（一三八四）の「春日若宮祭礼之事」、春日若宮おん祭保存会発行の「春日若宮祭式事件并図面概略」の両史料（四項）に見えるとおり、若宮おん祭が法貴寺天満宮（池坐朝霧黄幡比売神社）への社参に始まるということ自体にあると考える。

（一九九七年十月二十日成稿）

- (1) 永島福太郎氏『奈良県の歴史』(山川出版社、昭和四六年) 六四頁參看。
- (2) 大東延和氏「おん祭の歴史」(『春日若宮おん祭の神事芸能』一所収)、八頁參看。なお、『小神注進状彙』は長承二年(一一三三)、『若宮御根本縁』は仁平三年(一一五三)の記録という点からみると、これらの記録の内容には興福寺大衆の意図が含まれている可能性が、いちおう考えられる。この点後述する。
- (3) 『民族学事典』(弘文堂発行)參看。
- (4) 永島福太郎氏「春日赤童子と同曼荼羅」(『宮地直一博士記念論文集』所収)二四〇頁參看。
- (5) 法華八講会とは、『法華経』八卷を八座に分け、一日を朝夕二座となし、一座に一巻ずつ講説して、四日間で結願する法会。場所は、春日社頭の直会殿(八講屋)においてであった。
- (6) 『興福寺略年代記』保延元年条に、「昔ハ若宮、二三ノ御殿ノ合ニ御座、今年今所ヘフリワケタテマツル」とあるが、同年までの若宮神の御座所であったとみなされる。なお、若宮神は、「天押雲根命」。
- (7) おん祭の始行については、『興福寺略年代記』は、保延元年、同二年、同三年説を紹介のうえ、二年説が正しいとしている。『大乘院日記目録』では、保延二年には「今年春日若宮鎮座」とあるのみで、同三年条は、本文に掲載したとおりである。同本文は、中頃に「九月十七日若宮祭礼始行之二」とあり、末尾に「祭礼如レ例也」とみえ、内容的には明確でないが、昨年・今年之、という補足をおこなって明確化してみた。若宮祭礼始行の時期の興福寺別当は貴種の玄覚であったが、彼の日記の引用文では、三年となっている(『類聚世要抄』)。これは、引用者の誤写ではないのか。玄覚自身が年次を間違える筈はなからうからである。鎮座・祭礼に関する諸説の存在は、右記の誤写に起因するものか。なお、『春日社記』『若宮祭礼記』『中右記』『一代要記』『興福寺略年代記』は、ともに、保延二年始行となっている。
- (8) 『百練抄』保延三年二月十六日条には「南京大衆^傳去、是以ニ權僧正玄覚一被レ補ニ正僧正一畢、先レ是僧正定海辭ニ申之」とある。なお、玄覚は元関白師実の子、関白忠実の叔父。
- (9) 『若宮祭礼記』久安六年(一一五〇)九月十七日の「恒例若宮祭」では田楽法師に關して「白川田楽」とあるが、この白川田楽は、京都の白川田楽ではなく、宇治の白川田楽であろう。「宇治市史」1、六四四頁參看。
- (10) 『中臣祐明記』(『春日社記録』日記一所収)建久四年(一一九三)九月十七日の「若宮御祭」のうちに「楽人日使」とあるのが、日使の初見のようである。なお、建久四年は源頼朝が征夷大將軍に任ぜられた翌年である。この年の日使は、関白・氏の長者九条兼実の代理であったものか。

- (11) この時期（鳥羽院政期）摂関流と能信流の対立は実質消滅していたと考えられる。前関白忠実、内覧として鳥羽院に召されて政界に復帰し、忠実女泰子（忠通と同母）も同院の後宮（高陽院）となり、摂関流は同院と一体化している。忠実にしても、その子関白忠通にしても、白河院の時のように興福寺の大和国司としての支配体制の実現を必要としなくなっていたものとみなされる。しかし、興福寺大衆は、なお、同体制の実現を求めて、註12の記録に見られるとおり、朝廷任命の大和国司源重時の春日社参詣を妨害しようとしたものと考えられる。それに対し関白忠通は、興福寺大衆の「濫行」やそれまでの「穩便ならざる企て」を「制止」しようとしても、しきれない状況がうかがえる。なお、その後、天養元年（一一四四）忠通は大和国主に任命されたが、同国司には興福寺ではなく、近臣の源清忠を推薦し、実現している（『台記』）。ついで、忠通が行なった大和の儉注をめぐる、興福寺大衆は忠通や清忠に対抗し激突している（同記）。
- (12) 『中右記』保延元年五月六日条に「殿下給御消息云、大和国司重時下向欲神拝一処、山階寺大衆聞此事欲濫行一、年来大和国司金不神拝一、暗知大和国司欲直直國中一歟、大衆所企不穩便一、可制止之由、遣長者宣了者、申云、尤可然旨申了、但年来無此事一、強、国司張行定不叶歟」とある。
- (13) 寛保二年（一七四二）の『春日若宮御祭礼略記』には「日

使」について「九条法性寺忠通公の勤めさせ給ふ処、当日興福寺食堂の前、細殿まで御休幕居御出仕、俄に御不例ゆえ御装束を楽人へさずけ下され、当日の御使に召されしより日の使と名づけしよし」と、忠通がおん祭に代理としての日使を派遣した理由が記されているが（初見か）、いかがなものであろうか。

- (14) 柴田実氏の「八幡神の性格―庶民信仰における八幡神」（『日本庶民信仰史』神社編、一九一頁）によると、平安時代中期以降、八幡神は「一般民衆の信仰と結びついていわば御霊神（疫神）として、また福神としての性格を帯びることとなった」と。
- (15) 『民俗の事典』（岩崎美術社発行）「水神」の項参看。
- (16) 『民俗学事典』の「かみなり」の項参看。
- (17) 『民俗の事典』には、「若宮」の項に、「大きな神格の支配下に置かれる前提のもとに、はげしく崇る靈魂を神として齋いこめたもの」とある。

- (18) 保延二年（一一三六）以前の数年間の状況を概観するに、まず、長承元年（一一三二）はその年の結論として「百練抄」には「今年疾疫発起」とある。これは、全国的なものであったようで、『中右記』閏四月十六日条には「頃者疾疫生、蔓延、（中略）下知五七道一、（下略）」と見え、以後いつまで続いたか不明であるが、相当の期間続いて死亡者も多かったようである（『十三代要略』）。
- 翌同二年は、『百練抄』八月八日条に「近日秋雨難晴、

稼穡多損」とあるが、農作物が多く損じたということからみると八月中は霖雨であったものか。また、『中右記』九月七日程には、「有_二止雨奉幣_一社」とあり、同月十二日程には「陰陽寮、卜、霖雨不_レ晴」と見え、ついで、同月十六日程には「今日止雨奉幣、午後天晴」と。これらによると、霖雨は九月に入っても止みがたかつたものと推測される。当然、翌同三年には、飢饉が起きてくるはずである。

『中右記』同三年五月廿五日条には「今日大宮大夫師頼卿行_二賑給定_一」とある。なお、この年も雨がよく降つたようである。この廿五日も「終日雨降、庭水大満、入_二夜雨脚殊甚_一」と見え、翌廿六日程には「雨弥降、水大出」と見える。ついで、『長秋記』六月十四日程には「(祇園会) 御霊渡御間、大風雨、後聞、鴨川橋破」とある。また、『中右記』閏十二月卅日程には「今年風損水損、臨_二秋末_一天下大咳病、万民煩_レ之、可_レ云_二凶作_一也」とある。

ついで、翌保延元年になると、飢饉が本格化してくる。『中右記』三月十日条には「大宮大夫、(中)賑給定云々」とある。続いて、同十七日程には「院、臨時賑_二給京中_一、於_二河原_一給_レ之、千万人集会云々」と。ついで、四月に入ると、『百練抄』八日程には「上皇以_二播磨国別進米三千石_一、賑_二東西兩京貧窮_一、依_二天下飢饉_一也」とある。この時期、瀬戸内地域の海賊も活発な動きを見せ、備前守平忠盛が追討使に任命された(同抄)。これらは、京都等の状況であるが、「天下飢饉」とあることから大和の状況も同

じとみなされる。大和については、『中右記』九月七日程に「官使季信為_二檢注_一下_二向大和国_一、彼国亡幣年久、不_レ能_二沙汰_一也、遣_二官使_一事世人不_二甘心_一也」とみえるが、大和の亡幣(衰え荒廃すること)の久しい歲月に及ぶことは、報告の余地ない思いであるが、世人は官使の派遣さえ納得しないようである、と。

ついで、翌同二年、若宮おん祭始行の年であるが、『中右記』三月一日条には「近日天下大飢渴、道路多_二餓死者_一、或乘_二小兒_一、或多_二乞食者_一」と見え、『興福寺年代記』には、「言_二飢渴_一」とある。この時期同記に、こうした記録のあるのは、右記以外では、長承三年に「天下洪水飢渴」とあるのみで、この両年は、おそらく、世をあげて飢饉の年であつたものであろう。

以上は、保延二年九月十七日に春日若宮祭礼が始行される前、数年間の自然状況・社会状況についての記録である。(19) 法貴寺は同寺本坊の実相院蔵の縁起に「曆録_二三曰ク、聖徳太子四十五歳、推古天皇治二十四年、伴造臣連等國家ノ爲_二各誓願ヲ立テ寺塔等を建立ス_一(下略)」とあり、塔頭はもと十二か院存在していたというが、現在千万院のみを残し法貴寺の名残を留めている」と(『大和志料』下、一一一頁)。

(20) 『大和志料』下、一一二頁。なお、後述する(一一五頁)。

(21) 『大和志料』下、一一四―一五頁。

(22) 神事芸能は時代の変遷を受けている。当面、この「神能」

は、この時期（寛文十二年）の芸能が記されたものと考えられる。この時期、と限定したのは、後の項の末尾に「於今有之」とあることによる。

(23)

長谷川党の歴史について、要点的に述べておくと以下のとおりと考えられる。まず、興福寺大衆を中心とする、承安三年（一一七三）の「第三回目多武峯寺焼き討ち」（平安時代の多武峯寺と興福寺一対立・抗争について）、『奈良大学紀要』第二十三号所収、一〇頁）のなかに、興福寺配下の武士として、「長谷川主殿正柱」と「長谷川三郎季俊」がうかがえる。この両人は親子か兄弟か不明であるが、一族であることには違いなく考えられる。この長谷川氏が、いずれ長谷川党を結成してゆくものとみなされる。また、長谷川氏は地名長谷川に由来するものと考えられる。田原本町大字八田には小字長谷川が現存する。この小字名はもと河川としての長谷川に因む地名と考えられるが、河川としての長谷川は、『扶桑略記』（『国史体系』十二卷所収）延長六年（九二八）七月十二日条に、「長谷河水溢流、民家多損」と、洪水した旨の記録が見える。これによると、おそらく、十世紀には地名長谷川も存在し、同地には長谷川氏を称する有力者が在地し、春日社散在神人となつていたものとみて違いなからう。

(24)

流鏑馬の初見は、『中右記』永長元年（一〇九六）四月二日条に「午時許左府、大納言殿参高陽院一給、今日御覽流鏑馬、武者十二人、仰常祇候人々、所レ進也、（中略）」

今日又上皇（白河）於鳥羽殿、仰武者所等、流鏑馬興云々と見える。これによると、当時天皇・上皇を初め貴族達は近臣の武士に流鏑馬を行なわせて興ずる風習のあったことがうかがえる。これが、祭礼において行なわれた初見は、当面、春日若宮おん祭と考えられるが、同祭は法貴寺鎮守天満宮のそれを原型にしたものとみなされる。なお、この時期は「上下所々」において田楽も流行していた、という（『白練抄』）。

(25)

柴田実氏「御霊信仰と天神」（『日本庶民信仰史 神道編』所収）二七五頁以下参看。

(26)

真壁俊信氏「天慶頃の世相と託宣」（『天神信仰史の研究』所収、平成六年発行）四七三頁以下参看。

(27)

平成五年八月、奈良県吉野郡上北山村西原の「笹ノ岩屋谷」の「笹ノ岩屋」から数々の仏教遺物が出土したが、そのうちには、九、十世紀の、高僧が使用したと推測される「灰釉陶器」がある、と。もつとも、日藏と直接結びつくかどうかは不明のようである。しかし以上は、庶民の間で語り継がれた菅原道真の天神伝説を歴史的事実へと一歩引き寄せた、という（同月二十七日の毎日新聞の「笹の窟」の記事による）。また、北野天満宮の創建につながったとされる日藏上人と、鬼神となった道真の出会いを記す「冥途記」は、道真を祭る天満宮の創建の由来を描く「北野縁起」などにも引用されている。なお、金峯山寺には天満神社が現存しているが、天慶年間日藏道賢の創立と伝えられている

〔奈良県の地名〕。

- (28) 大和国菅原(奈良市菅原町)辺りは、もと土師氏が居住していたが、天応元年(七八二)六月には土師宿祢古人や同道長ら十五人が、菅原姓への改変を言上して許可されている。『続日本紀』には「因リテ居地ノ名ニ、改メ土師ヲ、以テ為サント菅原ノ姓ニ、勅シテ、依リテ讀ミ、許スレ之ヲ」とある。以来菅原の地は菅原氏本貫の地と考えられていたようである。このかぎり、大和は菅原氏の故国とみなされよう。なお、平成元年十一月、奈良市教育委員会の発掘調査で、菅原町の土地区画整理事業地区内から、埴輪づくりの祖土師氏が築いたと推定される窯跡六基が発見された、と(『奈良新聞』)。
- (29) 柴田実氏「文字天満宮神社」(『国史大辞典』所収)。
- (30) 醍醐天皇第四皇子、重明親王の日記『史部王記』(史料纂集13)天慶八年八月二日条に「自在天神」とは「即故右大臣菅公靈」という。真壁氏前掲書、四九九頁以下参看。「史部」とは式部省の唐名であるが、ここでは式部卿の意味となろう。
- (31) 岡田荘司氏「平安時代の祭祀・御旅所祭祀」(『平安時代の国家と祭祀』所収、平成六年)、真壁俊信氏「北野天満宮の創建」(『天神信仰の研究』所収、平成六年)参看。
- (32) 岡田氏右掲書、四八一頁参看。
- (33) お旅所の設置で最も早い記録は、『社家条々記録』に「天延二年(九七四)六月十四日、被レ始行御霊会」、即被レ寄「附高辻東洞院方四町於旅所之敷地」、号「大政所」、当社一円進止神領也」と見える記録であろう。
- (34) 註28参看。
- (35) 岡田氏上掲書、四九七頁参看。
- (36) 永島福太郎氏「春日若宮祭と一つ物」(『芸能史研究』九七号所収)九頁参看。
- (37) 永島氏右掲書論文、九頁。同氏「春日若宮おん祭の歴史」(『祈りの舞』)所収、東方出版、平成三年)二七・二八頁参看。
- (38) 永島福太郎氏「奈良県の歴史」六四頁参看。